

●香川県告示第258号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成24年7月5日から施行する。
平成24年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立高等技術学校の施設の使用料の徴収事務	略			香川県立高等技術学校の施設の使用料の徴収事務	略		
<u>栗林公園の舟遊場の使用料（専用使用の場合を除く。）の収納事務</u>	<u>社団法人香川県観光協会</u>	<u>高松市番町4丁目1番10号</u>	<u>平成24年5月1日</u>				